

健全化判断比率等の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成 20 年 4 月から一部施行され、この法律により、健全化判断比率として 4 つの指標「**実質赤字比率**」、「**連結実質赤字比率**」、「**実質公債費比率**」、「**将来負担比率**」及び公営企業の経営状況を示す指標「**資金不足比率**」を公表することとされました。

伊勢市の平成 19 年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は以下のとおりです。

健全化判断比率

指標名	実績値	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	11.96%	20.00%
連結実質赤字比率	-	16.96%	40.00%
実質公債費比率	11.9%	25.0%	35.0%
将来負担比率	62.8%	350.0%	

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額が発生しないため、「-」と表示しています

資金不足比率

会計名	実績値	経営健全化基準
病院事業会計	11.1%	20.0%
水道事業会計	-	
下水道事業会計	-	
認知症対応型共同生活介護事業会計	-	
農業集落排水事業特別会計	-	

資金不足額が発生しない会計の資金不足比率は、「-」と表示しています。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

地方公共団体の財政の健全化に関する法律は、財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、その比率に応じ、財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定め、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講じ、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的に制定されました。

・健全化判断比率の公表

毎年度、4つの健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率）を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければなりません。

・財政の早期健全化(イエローカード)

健全化判断比率のうち、いずれかが「早期健全化基準」以上の場合には、議会の議決を経て、財政状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率については「実質赤字を解消」、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の3つの比率は「早期健全化未満」とすることを目標とした「財政健全化計画」を定め、速やかに公表し、県知事へ報告しなければならないこととされています。

・財政の再生(レッドカード)

健全化判断比率のうち将来負担比率を除く、3つの比率のいずれかが、「財政再生基準」以上の場合には、議会の議決を経て、財政状況が著しく悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は「実質赤字を解消」、連結実質赤字比率、実質公債費比率の2つの比率は、「早期健全化未満」とすることを目標とした「財政再生計画」を定め、速やかに公表し、県知事を経由して総務大臣へ報告しなければならないこととされています。

・公営企業の経営の健全化

公営企業（病院・水道・下水道等）を運営する地方公共団体は、毎年度、公営企業ごとに資金不足比率を監査委員の審査に付したうえで議会に報告し、公表しなければなりません。この比率が、「経営健全化基準」以上の場合には、経営状況が悪化した要因の分析を踏まえ、必要最小限度の期間内に、「経営健全化基準」未滿とすることを目標とした「経営健全化計画」を定め、速やかに公表し、県知事へ報告しなければならないこととされています。

・施行等

健全化判断比率等の公表は、平成 19 年度決算から適用し、計画策定等の規定については、平成 20 年度決算に基づく指標から適用されます。

健全化判断比率・資金不足比率の指標

・実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計等の赤字額を、市税や地方交付税等の財源の規模（標準財政規模）と比較して指標化し、財政運営の深刻度を示します。

毎年 4 月に始まり 3 月に終わる地方公共団体の会計年度における歳出は、歳入の範囲内で行うことが原則となっており、歳入が歳出に不足してしまい赤字が生じることは望ましくありません。この赤字を解消できないと、翌年度に繰り越されることとなりますが、翌年度においてその分の歳入確保又は歳出削減ができなければ、更に繰り越され、赤字額が累積していくこととなります。

・連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字額を、市税や地方交付税等の財源の規模(標準財政規模)と比較して指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。

地方公共団体の会計は、一般会計等のほかに、料金収入等を主な財源として事業を実施している病院、水道、下水道といった公営企業会計など複数の会計に分かれています。一般会計等が黒字でも別の会計に赤字が多くあれば、その団体全体として見たときの財政状況が良いとは言えません。

料金収入を財源として独立採算で行っている事業(水道や下水道などの公営企業)の赤字額はその事業の経営努力と料金収入で解消することが原則ですが、料金収入等で解消できなければ、地方公共団体としてその赤字に対処しなければならず、一般会計等にも大きな影響を与えることとなります。

・実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

地方公共団体の長期借入金を「地方債」といいますが、この元金及び利息の支払いを公債費といいます。

一般会計等の公債費は、当然、一般会計等の義務的な負担になりますが、公営企業等の他の会計の公債費に対して、一般会計等から繰り出す経費もあります。また、近隣市町との一部事務組合により整備したゴミ処理施設に係る負担金なども一般会計等の義務的な負担となります。このため、こうした公債費に準じた経費も公債費に加算し、実質的な公債費を算出のうえ、財政規模と比較して指標化したものが「実質公債費比率」です。

この比率が高まるほど、財政の弾力性が低下し、他の経費を節減しないと赤字団体に転落する可能性が高まるなどの一般会計等の資金繰りの危険度を示す指標です。

・将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示します。

地方公共団体の一般会計等が将来支払っていく負債には、長期の借入金である地方債残高のほか、借入金ではないものの契約等で支払いを約束した地方債に準ずるもの、公営企業等の他会計の地方債残高のうち一般会計が負担するもの、近隣市町との一部事務組合により整備したゴミ処理施設に係る地方債のうちその団体の負担分や退職手当の引当金などがあります。また、土地開発公社等の負債も、公社等の経営状況によっては、将来負担しなくてはならないこともありえます。

こうしたものも含め、現時点で想定される将来の負担を財政規模と比較して指標化したものが「将来負担比率」です。なお、この将来の負担額にあたっては、これらの負担に充当できる基金(貯金)の額などは控除することとしています。

この比率が高い場合、将来こうした負担額を実際に支払っていかなければなりませんので、今後の財政運営が圧迫されるなど問題が生じる可能性が高いと言えます。

・資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の財政規模である料金収入等の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示します。

公営企業の経営状況を、公営企業の料金収入等に対する資金不足の規模で表したのが、「資金不足比率」です。この比率が高くなるほど、料金収入等で資金不足を解消するのが難しくなることから、公営企業として経営に問題があることとなります。

なお、公営企業の資金不足を計算する場合は、将来的に解消することが予想される資金不足額、例えば、施設整備をする際に借入れた地方債の償還年数より、施設の耐用年数は長いため、当初は資金不足でも、償還が終了した後は解消されることが予定される不足額については、差し引いて計算することとされています。

健全化判断比率等の対象会計イメージ図

伊勢市					一部事務組合・広域連合	公社・三セク等
一般会計等		公営事業会計	公営企業会計			
一般会計	一般会計等に属する特別会計	一般会計等以外の特別会計 (公営企業会計を除く)	法適用企業	法非適用企業		
	住宅新築資金等貸付事業特別会計	国民健康保険特別会計	病院事業会計	農業集落排水事業特別会計	伊勢広域環境組合	伊勢土地開発公社
	福祉資金貸付事業特別会計	老人保健医療特別会計	水道事業会計			
	まちなみ保全事業特別会計	介護保険特別会計	下水道事業会計			
	土地取得特別会計		認知症対応型共同生活介護事業会計			
実質赤字比率		資金不足比率 (会計ごとに算出)				
連結実質赤字比率						
実質公債費比率						
将来負担比率						

その他の財政指標・数値の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では健全化判断比率と資金不足比率の公表が義務付けられていますが、この法律で示される指標以外にも財政状況を知るための指標・数値があります。これらにつきましては、健全化基準等はありませんが、財政状況を知る手段のひとつとして公表を行います。

・市民一人当たりの地方債残高(実額)

一般会計等(普通会計)で借入した、市の借入金である地方債残高を、市民一人当たりとして表します。

(実額)	平成18年度	平成19年度	増減額
市民一人当たり地方債残高	343.2千円	363.5千円	20.3千円

・市民一人当たりの地方債残高(実質地方負担額)

市の借入金である地方債は、その償還の一部を、国から交付される地方交付税で補われるものがあります。このことから、地方債残高のうち交付税措置されるものを除いた、伊勢市が実質的負担する地方債残高を、市民一人当たりとして表します。

(実質地方負担額)	平成18年度	平成19年度	増減額
市民一人当たり地方債残高	131.1千円	133.0千円	1.9千円

・経常収支比率

市税や普通地方交付税など、毎年経常的に収入され、地方公共団体が自由に使える財源(経常一般財源)のうち、人件費、扶助費、公債費など、毎年経常的に支出される経費に充てられた財源の占める割合で、財政構造の弾力性を表します。この数値が高いほど、財政構造の弾力性が失われることとなります。

	平成18年度	平成19年度	増減率
経常収支比率	91.8%	93.0%	1.2%